

平成26年度信越総合通信局重点施策

～ICTで築こう 信越の豊かな未来～

I ICTによる安心・安全な暮らしの確保

① 防災・減災のための取組の推進

- ・電気通信サービスや放送サービスの信頼性向上を図るとともに、迅速、正確、確実な情報伝達体制の確保、災害時における情報通信基盤の確保・復旧のための災害対策用移動通信機器等の迅速な貸与など即応体制構築の取組を推進します。
- ・地方公共団体、放送事業者、ネット配信事業者、支援事業者との連携を密にし、公共情報コモンズへの全市町村の加入実現、臨時災害放送局の開設に備えた運用調整、地域での防災訓練への参加・協力など、「防災・減災のための放送・ネット利用行動計画」に基づき取り組めます。

② 放送ネットワーク等の強靱化の推進

ケーブルテレビやラジオ放送などの放送ネットワークの強靱化を図るとともに、地域住民や滞在者が、災害時でも確実に情報を入手できるよう、スマート端末や耐災害性の高い無線LAN等を利用した防災情報ステーションの整備支援など地域公共ネットワークの強靱化を推進します。

③ ラジオの難聴解消のための取組の推進

- ・中波ラジオの不感地帯の解消や耐災害性の向上のためのFM補完局整備を支援し、難聴対策や災害対策の強化を図ります。
- ・災害時に役立つラジオの強靱化に向けて、山間地域におけるFM放送の難聴解消を図るため、調査検討会を開催し、難聴解消を目的とした中継局までの番組伝送等を無線で行うための技術的条件の検討を行います。

④ 市町村防災行政無線等のデジタル化の促進

市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化を促進するため、最適な無線システムの構築に向けて、相談対応をきめ細かく行うとともに、「周波数有効利用促進事業」により市町村デジタル防災行政無線（移動系）等の整備支援を行います。

⑤ 人命・財産を守るための無線通信の確保

- ・人命・財産を守るための航空管制、捜索救難通信、警察、消防、救急などの「重要無線通信」に対する混信妨害の発生に備え、即応体制を確保し、迅速な混信源等の排除に努めます。
- ・海難事故防止の強化に向けて、小型船舶を対象に船舶の安全航行等に資する船舶共通通信システム（国際VHF）や船舶自動識別装置（簡易型AIS）の導入促進に努めます。

Ⅱ ICTによる新たな街づくり・豊かな地域づくり

① 地上デジタル放送の難視恒久対策の完了

関係機関との連携を強化し、平成27年3月末の地デジ難視対策衛星放送の終了までに、新たな難視地域の解消を図るとともに、デジアナ変換サービスの終了に対する視聴者への十分な周知広報により、円滑な移行を図ります。

② 超高速ブロードバンド基盤整備の推進

超高速ブロードバンド基盤整備の未整備地域における基盤整備について、自治体、事業者との連携を促進するほか、ICT利活用基盤の整備に向けて、「情報通信利用環境推進交付金事業」による基盤整備を推進します。

③ ICT利活用による地域の活性化

教育・医療・健康分野等における情報化に関するセミナー等の開催、地域情報化アドバイザーの活用や情報化関係団体との連携等により、地域におけるICTの利活用を促進します。また、「ICT街づくり推進事業」の成果の横展開に向けた取組を推進します。

④ 新たな無線システムのための周波数移行等の推進

新たな携帯電話システムの普及・発展に必要な周波数の確保に向けて、700MHz帯及び900MHz帯における既存の無線システム(MCA無線、RFID(電子タグ)、特定ラジオマイク)の周波数移行及びパーソナル無線の終了対策を推進します。

⑤ 放送システム高度化の推進

地域コミュニティや限られた区域での各種情報提供などに有効なホワイトスペースを活用したエリア放送の一層の普及促進を図るとともに、4K・8K等の次世代放送システムの円滑な普及促進、マルチメディア放送など新たな放送システムの円滑な導入を推進します。

Ⅲ ICTによる産業・経済の活性化

① コンテンツの海外展開の促進

地場の物産・観光資源等を紹介する放送コンテンツの国際共同製作、異業種を含む周辺産業との連携等による新たなビジネスモデルの構築、地域の活性化を目的とした放送コンテンツの製作や継続的な情報発信など海外展開を促進します。

② オープンデータの利活用の促進

広く産官学民の関係者と連携し、オープンデータの流通環境の構築を図り、新産業・新サービスの創出に向けた取組を促進します。また、防災や暮らしの安心等に寄与するG空間情報の利活用を促進します。

③ 情報通信分野における研究開発の促進

地域の大学や民間企業等が行う研究開発を積極的に支援し、地域からのICT分野におけるイノベーション創出や地域の課題解決に向けた研究開発、研究活動の活性化を図るとともに、研究成果の地域展開を支援します。

IV 誰もがICTを安心・安全に利用できる環境の維持・充実

① 地域と連携した電気通信に係る消費者支援の推進

誰もが安心・安全なICTサービスを利用できる情報通信社会の健全な発展のため、地方自治体や消費生活センターと連携した消費者支援活動の強化を推進します。

② 青少年インターネットリテラシーの向上・啓発

情報セキュリティ対策に関する周知啓発やe-ネットキャラバン推進等の活動を通じて、安心・安全なスマートフォン等の利用環境整備を図るとともに、地域の青少年に情報通信の安心・安全な利用と進化するネット社会に対応できる人材の育成を図ります。

③ 不法（違法）無線局対策

電波法に違反する無線局の排除・根絶に向けて、関連団体や電波適正利用推進員（ボランティア）の協力などを得ながら、電波の正しい利用に関する周知啓発活動を効果的に実施します。

また、捜査関係機関の協力を得ながら不法無線局等を摘発しこれを排除するとともに、悪質な事案に対しては告発を含む厳正な措置を講じます。

④ 微弱基準不適合設備への対応

電波法に定める「著しく微弱の基準」を超える無線設備に対し、その関連情報を国民に公表する等の取組み（無線設備試買テスト）を行うとともに、対象設備を扱う製造事業者等に対して改善を求めます。